

令和7年度山口県公共事業評価委員会（第1回）審議概要

日 時 : 令和7年7月30日（金） 13:30～15:30

場 所 : 県政資料館 第1会議室（対面とWeb会議のハイブリッドにより実施）

出席委員 : （対面）麻生委員長、小野委員、児玉委員、塩田委員、鈴木委員、関根委員、
船崎委員、宗近委員
（Web）浦上委員、太田委員

議事概要

◆説明及び審議

①玉鶴川総合流域防災事業（番号2-4）山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県）

配布資料（パワーポイント）により説明。

委員）

B/C において前回との対比で費用及び便益が基準年変更に伴い増加することは分かるが、便益増加の要因の説明で統計数値を最新のものの使用し資産数量が増えたということで、お示しの中で世帯数が増えたのは分かったが、最新の統計を用いて増えたというのはどういうことか。

県）

国勢調査による最新の資産数量を使用したことにより若干増え、建物等の評価額については毎年国が公表する単価を使用した結果、便益が増となった

委員）

事業期間が2/3過ぎて、事業費は1/3の進捗状況で、JR部の前後は改修しているが、残りの期間でどこまで実施できる計画になっているのか。

県）

JR 前後は暫定整備として1/5 確率規模で整備しており、JR 部は河床掘削のみで対応できるため触らない計画としている。最終的には JR 部は拡幅する必要があることから、JR と協議を進めた上で工事着手をしたいと思う。

全体の工程としては、河川の両岸に家屋等が張り付いており交渉等の関係で事業進捗が遅れている状況であるが、引き続き改修工事を進めつつ、事業期間を精査した上で、必要な時期に事業評価委員会にあげさせていただきたい。

委員）

事業が遅れていることについてスピードアップする見通しはないということか。川づくり委員会でも審議されており、見通しが甘かったと考える。

県）

当初予算の確保とあわせて、国土強靱化による予算を活用して、進めていきたいと考える。

委員）

用地買収について、河川のそばに道路があるが、河川を広げるために道路を狭めるのか、それとも民地を買収するのか。

県）

護岸背後の道路は市道であり幅員を狭めることはできない。このため、河川を広げて道路幅員は現況どおり確保する必要があることから、隣接する民地部分の用地買収をする。

委員）

例えば1mほど家に影響する場合は、どのように処理されるのか。

県)

家のどの部分に影響するかによって対応が異なり、軒先の切り取りによる一部補償だったり、家の構造にかかるような重要な柱であれば全部補償になったりと補償方法が変わってくる。事前に補償算定のための建物調査を実施した上で、補償の方法を検討し、地権者と交渉させていただくこととなる。

委員)

過去の浸水被害として平成5年の写真があるが、過去最大の浸水被害はどうだったのか。

県)

直近ですと平成21年となり、過去最大というと平成11年、平成5年の順となる。平成5年豪雨による浸水被害は153戸の浸水があった。

委員)

事業が始まって8年後に発生した平成21年の被害はどのような被害があったか。被害が大きかった場合は、その被害を受けて河川計画を見直したか。

県)

平成21年の浸水戸数はJR橋付近で床下浸水12戸と少なかった。

委員)

平成21年の豪雨により事業進捗の遅れは発生したのか。

県)

特に工程への影響はない。

委員)

年超過確率規模について、本審議箇所の玉鶴川は1/30、次の友田川は1/5だが、その違いはなにか。超過確率1/30の方が、被害が発生しにくいという認識である。

県)

年超過確率規模については河川整備計画策定時に設定するが、流域面積、氾濫面積、人口、資産等を総合的に踏まえて超過確率規模を決定している。

委員)

浸水被害をなくすためには、大きい確率規模でやる方が良いと思うのだが。

県)

友田川は河川整備計画では1/5だが、河川整備基本方針では1/30と将来的に整備することとなっている。

委員)

玉鶴川の1/5計画規模の暫定改修で整備することについて、本来は1/30で整備する必要があるが、この区間だけ1/5にハードルを下げて整備するものか。

県)

本来であれば下流から1/30で整備することが望ましいが、河川の両側に家屋が張り付いていること、西市橋より下流については1/30規模の断面はないが比較的広い状態であり、西市橋より上流は川幅が狭く氾濫が起きやすい状態であることから、下流の流下能力を超えない範囲で広げて事業効果を早期に発現するために、まずは1/5で整備しているところである。

委員)

緑色が事業評価対象部分で、青色を含めた範囲が総合流域防災事業か。

県)

赤色で旗上げしている区間が事業評価の対象で、また玉鶴川総合流域防災事業の範囲となる。青色は整備済み区間となるため事業区間外となる。

委員)

維持管理費の内容は施設管理費ということで、これは何に要する費用か。位置図に記載のある防潮水門や排水機場も含んでいるか。

県)

事業区間内の護岸のみを対象としており、防潮水門や排水機場は含んでいない。

委員)

平成 20 年度工事着手に対して、平成 13 年度からの事業期間となっているため以前に施工した防潮水門が含まれているものと思った。

県)

事業着手が平成 13 年度からで、そこから測量・設計、用地買収等を実施したのち、平成 20 年度から工事に着手したというものである。

委員)

事業区間の上流は河川があるように見えないが河川の始まりはどうなっているか。また、年超過確率における流量を算定するのに流域が必要になってくると思うが、流域をどのように捉えたか教えてほしい。

県)

緑色で着色した範囲が二級河川の最上流端となる。山からの水源が流れ出てくるものではなく、都市部の雨水排水を集水する河川となる。河川より上流は側溝等により河川に排水されるようになっている。

流域面積は 1.1km² となっており、それは地形から読み取った上で拾っており、確率規模から降雨強度、及び流量を算出し、それを現況河道に落とし込んだうえで、必要な流下断面を確保できるように、河道掘削や引き堤による河道の計画をしている。

委員)

暫定の 1/5 規模で整備されているが、こちらで整備したことによって、浸水想定区域はどのようになるか。

県)

資料を持ち合わせていないが、浸水面積は軽減されることとなる。【第 2 回で再説明】

委員)

事業期間が長いことについての説明がほしい。事業期間内のため挽回できることから、事業期間内に終わるようになんとかしてほしい。

真ん中から工事をするものの正当性を説明するために、残事業の便益が減っているのでどっかの被害が収まったのだろうと想定できるが、どこの被害が収まったかの説明がほしい。超過確率 1/30 の浸水想定は最上流端から浸水しており、上流から溢れたら下の方に広がって被害がさほど抑えられないのではないか。

県)

次回以降、意見を踏まえて説明方法は検討する。【第 2 回で再説明】

委員)

玉鶴川の東側、西側にそれぞれ川があるが、浸水想定区域は玉鶴川だけか。現実的には玉鶴川だけが氾濫するケースは少ないと思うし、市街地の水が集まって内水氾濫が発生すると思う。即評価をするのは難しいと思うが、複合的な浸水被害について説明があれば、わかりやすいと考えていた。

県)

浸水想定区域は玉鶴川だけとなる。

委員)

一般的に、物価上昇により費用が上がってきているが、事業費をあげない理由は。

県)

近年の物価上昇により事業費に影響が出てくると考えているが、用地補償はまだ残っており、現時点で事業費の精査が難しいため、事業進捗が上がった段階で事業費を精査し、総事業費が増えるようであれば、必要な時に再評価の審議をかける。

②友田川総合流域防災事業（番号 2-5）山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県）

配布資料（パワーポイント）により説明。

委員）

護岸工法の見直しについて当初分からなかった理由は、ボーリング調査の間隔が広がったことから、その部分だけ違う地質で予見できなかったものか。

県）

縦断的に延長もあり、ボーリング調査を実施した間の部分であったため想定できなかった。

委員）

工法変更について図面を活用し、分かりやすく説明してもらいたい。

県）

土砂を直で掘削はできないため 1 割勾配の斜めにして掘削することとなるが、想定より土質が悪かったので、当初より 1 割 5 分勾配と緩く掘削をする必要があるが、そうすると家屋へ影響することから、掘削勾配を変更するのではなく、掘削する背後に鋼矢板を打ち込むことにより、護岸背後への影響を少なくしつつ、護岸部分の掘削が可能となる工法に変更した。

委員）

鋼矢板を打つことによって、地盤改良をしたものと想定されるということか。

県）

矢板だけだと構造的に自立しないため、護岸下部を地盤改良することによって、矢板の自立が可能となるようにした。本現場の地盤改良はセメントを攪拌して地盤を強固にするものである。

委員）

玉鶴川は自然石、友田川は護岸ブロックで、その使い分けはあるか。

県）

自然石の使用に当たっての主な理由は景観であり、玉鶴川に隣接して土地区画整理事業を行っており、これにより住宅や公園が整備されたものであり景観に配慮したものである。河川整備計画策定時に市の景観条例等を踏まえ、護岸の使用する材料を決定する

委員）

想定した地盤ではなかったため変更となった件について、調査数量が少ないことが原因と思う。事前の調査をもう少し密にしておけば、護岸工法の見直しに伴う費用や期間の延伸がなくなったと思われ、どれだけ調査しておけばよかったのか、今回の変更に伴う損失がいくらくらいだったかを試算しておく必要があると思う。事前調査の実施間隔等は全国的に課題であり、適正な調査数量を把握していただきたい。

地盤改良は護岸の支持力が足りないからするのか。

県）

事前調査の頻度について効率的な対応を検討していく。

地盤改良は護岸の支持力ではなく、主たる理由としては矢板の前面を改良し矢板を自立させるために実施したものである。

委員）

護岸工法を変更した区間は、まだ上流にもあるのか。

県）

工法変更区間は丸山橋から下流の左岸が対象であり、丸山橋から上流で左岸側は県道、右岸側は宅地ではなく農地であるため、当初計画どおりの掘削で施工が可能と考えている。

委員）

事業費について、玉鶴川は用地の進捗が進んでいないことから事業費を増額していないと説明があったが、友田川は用地進捗 79%と進んでおり、工事の変更内容も内訳に入れられないといけ

ないことから増額しているが、用地費の増額は発生しないのか。

県)

丸山橋までの用地買収は完了しており、丸山橋から上流は沿川に家屋がなく、用地買収のみであり、用地単価の変動によって大きく事業費増があるとは考えていない。

委員)

浸水想定区域の範囲は工事着手前の浸水範囲か。

県)

そのとおりである。

委員)

令和5年7月の浸水状況写真があり、工事の進捗率は50%くらいになった時期と思うが、浸水範囲がどのあたりかを示していただけると事業効果がわかると思う。

県)

浸水エリアは事業区間の最上流の胡麻田橋の右岸側のみで浸水したものである。

委員)

令和5年の時の降水量と計画確率規模に対して降水量は比較されているか。

県)

データを持ち合わせていないが、令和5年7月豪雨は下関市、美祢市を中心に大規模な災害もあり、降雨量も多かったところであり、下流部を拡張していたことから一定の効果はあったと考える。【第2回で再説明】

委員)

黒色で着色している整備済み区間の事業効果の説明がほしい。残事業B/Cにおいて便益が半分くらいになっているため事業の効果はあったものと認識しているが、令和5年の降雨で最上流が浸水し、残事業B/Cの便益による浸水範囲がどのように抑えられたかを説明していただきたい。

県)

整備によって浸水被害は軽減されることとなる。【第2回で再説明】

委員)

黒色着色の安良我橋や丸山橋までの護岸はいつ完了したのか。令和5年の浸水被害との関連があるのか。

県)

橋の架け替えは平成29～30年に実施、橋より上流の護岸はそれ以降に順次整備した。

委員)

仮に工事が進んでいれば、令和5年のような浸水被害は発生しなかったのか。

県)

令和5年の降雨が計画規模以下の降雨で、工事が完了していれば、浸水被害は発生しないものとなる。

委員)

事業区間より上流部は、今のところの工事の予定はないのか。

県)

河川整備基本方針で長期的な計画を定めており、河川整備計画で30年の間にやるべき区間を定めているが、事業評価区間のL=700m間を計画している。

委員)

施工前後の写真で、矢板護岸を実施しているが、実施理由は安いからか。

県)

両側に家屋が張り付いており、川幅を広げることが難しく、矢板を深く入れることによって河床を下げることで河川の断面を確保することができるため、矢板護岸で実施した。

委員)

矢板護岸は景観上よろしくなく、環境への配慮における水際部の植生がない。また、矢板は腐食の問題があると考えており、どのくらいまで持つものか。

県)

具体的に何年というのは不明であるが、劣化が見込まれる場合は適切に維持管理をする。